

## 【補助金の対象となる経費】

★補助金交付の対象となる経費は次のとおりです。収支予算書には、下表の項目に準じて作成してください。

科 目	対 象 と な る 経 費	対 象 と な ら な い 経 費
報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報償費、謝礼金など (例) 講演会の講師謝礼、指導に対する謝礼、スタッフ謝礼、保育士謝礼など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の構成員が講師を務める場合の講師謝礼</li> <li>・ 講師の宿泊費</li> <li>・ 講師手土産代</li> </ul>
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修旅費 (例) 人材育成等研修への電車代</li> <li>・ 費用弁償 (例) 外部講師、指導者等の会場までの電車賃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動に係る燃料費(ガソリン等)</li> </ul>
消 耗 品 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品類 (例) 各種事務用紙、封筒、ボールペン、鉛筆、消しゴムなどの文具類、プリンターインク、印刷用紙等</li> <li>・ 活動内容に関する書籍の購入費</li> <li>・ 講座、イベントにおける実習等で必要となる材料費等</li> </ul>	
食 糧 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント、講座を実施するために必要と認められる食糧費 (例) 講師の弁当代など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の構成員が飲食するもの</li> <li>・ 飲食を含む会合費</li> <li>・ 視察先等への手土産代</li> </ul>
印 刷 製 本 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷製本代、コピー代等 (例) 文書、冊子・パンフレット類、ポスター・チラシ等のコピー代、外部業者への印刷代など</li> <li>・ 活動に関係する写真のプリント代</li> </ul>	

科 目	対 象 と な る 経 費	対 象 と な ら ない 経 費
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品購入代 (例) 活動に必要な机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコン、音響設備、プロジェクター、スクリーン等の購入費</li> </ul>	
委 託 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演等の講師派遣委託費</li> <li>・ 告知看板等の作成や専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業をそのまま外部に委託する場合は対象外</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動拠点となる事務所賃借料</li> <li>・ 会場使用料、機材賃借料など (例) 音響機材のレンタル代、プロジェクター、スクリーン等機材のレンタル代など</li> </ul>	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の運営に必要な通信費等 (例) 切手代、はがき代、宅配便代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体構成員間の通信費 ※ただし、団体内で活動を広げるために発行する通信や会報などの通信費用は補助対象とします</li> </ul>
役 務 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント行事保険、検査費用など (例) 行事保険料、検便費用など</li> </ul>	
負 担 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修参加費、受講料など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の資格取得に係る費用</li> </ul>
その他市長が必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活課と協議の上、対象経費とするかどうか決定します</li> </ul>	

※ 領収書により支出が確認できない経費は対象とできません。

※ 対象経費、対象外経費についてのご相談は、市民生活課へお問い合わせ下さい。